

提供日 2024/04/11
タイトル 浜松財務事務所における県税還付金通知書の誤送付
担当 経営管理部 税務課
連絡先 税務課、浜松財務事務所直税第1課
TEL 税務課 054-221-2850・3509
浜松財務事務所直税第1課 053-458-7140



(要 旨)

浜松財務事務所において、還付金通知書（法人県民税及び法人事業税）^{*}を誤って送付先である清算人と同姓同名の別人に送付し、納税者の情報（法人名、税額、納付額、還付金額）が流出した。

判明後、関係者に謝罪の上、通知書の回収及び手交を行った。

今後、届出書類との照合、ダブルチェックの徹底など、個人情報、税務情報の適正管理の更なる徹底を行う。

※還付金通知書…税額の更正等により、納め過ぎとなった税額を還付するお知らせ

(概 要)

1 経過

2月28日(水)	・法人A清算人Bへの還付金通知書を発送
2月29日(木)	・法人Aの口座に還付金を入金
3月21日(木)	・清算人Bと同姓同名のCから還付金通知書が届いたが、心当たりがない旨の連絡があり、誤送付に気づく。 ・C宅を訪問し、謝罪の上、還付金通知書を回収
3月25日(月)	・B宅を訪問し、謝罪の上、還付金通知書を手交

2 原因と再発防止策

原因	再発防止策
<ul style="list-style-type: none">・法人からの届出に基づき、清算人をシステムに宛名登録する際、同姓同名の別人を登録してしまった。・宛名登録の際は、法人からの届出と法人の履歴事項全部証明書[*]により確認を行っているが、確認が不十分であった。・担当以外の者によるダブルチェックがされてなかった。	<ul style="list-style-type: none">・担当者は、清算人登録を行う際、届出及び履歴事項全部証明書と、登録した清算人情報の照合を徹底する。・清算人の登録後、担当者以外の職員が、届出及び履歴事項全部証明書と、登録された清算人情報の照合を実施する。（ダブルチェックの実行）・税務課から全財務事務所へ、個人情報、税務情報の適正な管理の更なる徹底と、入力情報のダブルチェックを徹底する文書を発出する。

※旧商業登記簿